

## 陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	第 8 号	令和 5 年 8 月 4 日 受 理	都 市 環 境 常 任 委 員 会 付 託
件 名	「千葉県環境保全条例を見直し、四街道市の地下水を飲み水として継続使用することを認めるよう求める意見書」の提出を求める陳情		
陳 情 者	住所 四街道市千代田 5-22-1 氏名 四街道市の安全でおいしい水を守る会 代表 清水 明		

### 1. 陳情の趣旨

現在四街道市の水道水は、地下水が 85%、表流水が 15%の安全でおいしい水です。ところが、2019年の八ッ場ダムの完成、さらには霞ヶ浦導水の完成に伴い、19本の井戸の内、9本が地下水の採取規制を受け、2030年には水源の割合が地下水 48%、表流水 52%になると公表されております。これは、千葉県環境保全条例（41条の2）で、「地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときに限り許可することができる」と指定地域を定め、厳しく制約されているからです。この中には四街道市を含む多くの印旛郡市が含まれております。

本年2月6日には印旛郡市9市町の首長が千葉県に対し、2度目の「暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しに係る要望書」を提出されたと聞き及んでおります。

四街道市議会としても、市民が引き続き地下水を飲み続けられるよう、千葉県に意見書を提出して頂きたいと陳情致します。

### 2. 陳情の事項

「千葉県環境保全条例を見直し、四街道市の地下水を飲み水として継続使用することを認めるよう求める」意見書を千葉県に提出してください。

### 3. 陳情の理由

四街道市に転居してきた市民の多くは、水のおいしさにまず驚きます。

地下の厚い地層でろ過された水は、表流水と比べて外部からの突発的な影響は受けづらく、福島原発事故で利根川の水が放射能汚染された時も、市は水道水を安全な地下水 100%に切り替えることで、市民の生命の安全確保に努力しました。しかも地下水は、簡単な処理で給水できるため経費もかからず、四街道市の水道料金は県内でも2番目の安さです。

一方、地下水に比べ表流水は、汚れに応じた浄水処理（活性炭処理やオゾン高度処理）に莫大な電力と経費を消費するため、表流水の利用はCO2の大発生と連動しています。地球温暖化防止が叫ばれる今こそ、地下水の自然循環の中での無理のない利用こそが望まれます。私たち四街道市民は、この自然からの贈り物である地下水を飲み続けたいと切望致します。

今後、表流水の受け入れ増によって、おいしい地下水の割合が削減されることは市民には受け入れがたいことであり、さらに、現在の水道料金は、2025年度には25%アップ、2029年度には57%アップするという試算（四街道市水道事業経営戦略に基づく）が示されています。

今私たちの暮らしは、コロナ禍の影響や記録的な物価高により、ギリギリの生活を

せざるを得ない高齢者や若者が増えています。

そんな中で、命の水とも言える水道料金の値上げは、厳しい市民生活にさらに追い打ちをかけるものとなります。

よって、四街道市民が引き続き安全でおいしい地下水を飲み水として継続使用できるよう、「千葉県環境保全条例」の見直しを求める意見書を提出して頂きますよう陳情致します。

千葉県環境保全条例を見直し、四街道市の地下水を飲み水として継続使用することを認めるよう求める意見書（案）

四街道市の水道水は現在85%が地下水であり、残り15%が印旛広域水道用水供給事業から受水している表流水である。地下水は現在19本の井戸から汲み上げているが、八ッ場ダムに引き続き霞ヶ浦導水が完成すると、暫定的に使用が許可されている9本の井戸が閉じられ、地下水は48%まで削減される。これにより、水道料金は、現在の57%も跳ねあがるという試算が出ており、記録的な物価の値上がりやコロナ禍の影響に苦しむ市民生活に大きな打撃を与えることは間違いない。

1974年（昭和49年）に制定された環境保全条例には、その当時深刻化していた地下水採取を要因とする地盤沈下への対策も組み入れられ、四街道市も指定地域として、厳しく地下水採取に制約を課されている。

しかしながら、規制を受けてからすでに48年が経過しており、規制の効果と水需要の減少に伴い、地下水の揚水量は半量以下に激減し、問題とされた地盤沈下も多くの地域では沈静化している。

さらには、福島原発事故に伴う利根川水系の放射能汚染が起きた際も、四街道市水道局は、100%地下水に切り替え、市民の生命の安全確保に努力した。このように地下水は、表流水と比べて外部からの突発的な影響は受けづらく、水量・水質も安定しており、通常時のみならず、災害時や事故発生時にも水源として貴重なことは明らかである。

一方、地下水に比べ表流水は、汚れに応じた浄水処理（活性炭処理やオゾン高度処理）に莫大な電力と経費を消費するため、表流水の利用はCO<sub>2</sub>の大発生と連動している。地球温暖化防止が叫ばれる今こそ、地下水の自然循環の中での無理のない利用こそが望まれる。

以上のようなことから、地下水源の重要性および市民生活への影響を十分考慮して、環境保全条例の見直し並びに四街道市の地下水の暫定井戸を含む継続使用を認めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

四街道市議会

千葉県知事 熊谷俊人宛